

宮崎市「事務事業の外部評価」 対応方針シート

チーム名	第1チーム	担当課名	廃棄物対策課
事業番号	1-8	事務事業名	浄化槽管理事業

対応方針	見 直 し
------	-------

仕分け結果に対する考え方、今後の方針等
<p style="text-align: right; font-size: 0.8em; margin-bottom: 10px;">※ ()内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。</p> <p>(1) この事業は、権限のある自治体が行うべきものであり、外注では適正な指導が出来ない。(②)</p> <p>(2) 平成23年度以降の予算については、印刷費、郵便料などの事務費の計上となり、11条検査の受検率が向上すれば、予算は減少することになる。(①)</p> <p>(3) システムの内容により経費は異なるため、業者選定については関係部署と協議の上、システム仕様書に基づき、入札等により経費の節減に努める(平成22年度)。(③)</p> <p>(4) この事業は、浄化槽法に定められたもので、保健所を有する市の通常業務であり、国や県からの補助は見込めない。また、保守点検や11条検査などの維持管理に対し補助を行うことよりも、浄化槽法に定められた義務であることを周知することが必要である。(④)</p> <p>(5) 11条検査の受検率の向上のために啓発を行っているが、事業強化を始めたばかりであり、事業目標に受検率を前年度の10%アップとしていることは妥当であるとする。さらに、受検率を上げるために罰則の適用をということについては、浄化槽法で違反者には30万円以下の過料が処せられるので、悪質な浄化槽管理者に対しては、法に従った対応を行っていく。(⑤)</p> <p>【事務の流れ】 11条検査、不適正浄化槽の改善等 啓発 → 指導 → 勧告 → 命令 → 申立(裁判所)</p>